海外在住の日本国民に国政選挙に参加する機会を

自治省選挙部長
片木　淳

フリーアナウンサー
青山 佳世

海外に住む日本人は約78万人、このうち、選挙権をもつ人は59万人ほどいると推計されています（平成9年10月）。そこで去年の4月24日、こうした海外在住の日本人に、国政選挙に参加する機会を保障しようと、在外選挙法が成立しました。その具体的内容を片木淳・自治省選挙部長に聞きました。

国際化の進展を背景に制度導入の議論が本格化

青山　より多くの人に選挙の機会をということで、昨年は不在者投票の方法が改善され、選挙に参加する方が増えたそうですが、今度は「在外選挙」という制度が始まるということですね。この在外選挙、私たちには耳慣れない言葉ですが、どのような制度なんでしょうか。

片木　在外選挙と申しますのは、外国に住んでおられる日本国民の方々に、日本の国政選挙に参加する機会を保障しようという趣旨で、昨年できた制度です。

青山　海外に在住しておられる日本人から、選挙に参加したいという声がかなりあったのですか。

片木　はい。国際化が進展しまして、海外に在住する日本国民の方々も増え、そのような声が高まってきていました。実は、私も十年ほど前、ドイツのデュッセルドルフに三年間住んでいたのですが、ここでも実際、そのような声がありました。

青山　だいたいどのくらいの方が外国に住んでいらっしゃるんでしょうか。

青山●世界各地で説明会を開かれているということですが、現地の方の反応はいかがでしたか

祖国に対する愛情といいますか、そういうものもあって、非常に関心が高いそうです●**片木**

片木　平成九年十月の数字ですが、約七十八万人おられます。その中で選挙権を持つ方は、推計ですが、だいたい五十九万人程度ではないかと考えています。

青山　かなりの人数ですね。主にどういったところに住んでいらっしゃるのですか。

片木　多い順番に一位がニューヨークで約五万七千人、二位がロス・アンジェルスで約三万六千人、三位がシンガポールで約二万六千七百人、四位が香港で約二万六千六百人、五位がロンドンで約二万五千人となっています。相当数の日本人が、ある都市に固まって住んでおられるという状況があるわけですね。

青山　この在外選挙制度が導入されるに至った経緯について教えていただけますか。

片木　だいぶ前になりますが、昭和五十九年に、海外に在留する邦人が選挙権を行使できるように在外選挙制度をつくるべきではないかということで、政府が在外選挙法案というものを国会へ提出したのが最初です。しかし、このときは残念ながらこの法案は成立しませんでした。

　その後、いま申し上げたように国際化が非常に進展し、外国に居住する日本人も相

当増えてきたということで、議論が本格化してまいりました。そして、ようやく在外選挙法案がまとまり、平成九年六月に閣議決定されて国会に提出されました。以来、国会で審議が重ねられ、昨年の四月二十四日に成立する運びとなったわけです。

選挙事務の処理体制を見極めつつ まずは比例代表選挙に限り開始

青山　在外選挙制度では、まず、どういう選挙に参加できるのでしょうか。

片木　そこがご理解いただかなければならない点なのですが、この制度では国会議員の選挙だけが対象になり、当分の間は、衆議院の比例代表選出議員と参議院の比例代表選出議員ということです。衆参両議院の比例代表のみの選挙に限定されています。

青山　地方公共団体の選挙は対象にならないわけですね。

片木　ええ。海外に住んでおられる方は、日本国内の都道府県、市区町村の住民ではないということで、地方公共団体の首長とか議員の選挙は対象になっていません。

青山　当分の間ということですが、比例代表の議員の選挙だけに限られたのは、どうしてなのでしょうか。

片木　疑問に思われるかもしれませんが、衆参両議院の比例代表選出議員の選挙の場合には、政党名を書いて投票するわけです。これに対して、衆議院の小選挙区選挙、それから参議院の選挙区選挙につきましては、候補者個人名を記載して投票する制度です。ですから、当然、候補者の氏名、政見、どこの政党の所属か、あるいは無所属か、そのようなことを知っていただく必要があります。

ところが、衆議院は、公示から投票日まで十二日間、参議院では十七日間しかありません。この短い期間に、海外の有権者に候補者についてこれらのことを周知することは非常に難しいという事情があります。

青山　海外でも、日本の放送を見ることのできる国や地域もあれば、そうでないところもありますね。

片木　どこの国でも、というわけにはいきませんね。

青山　最近は政党もかなり入り組んでいますので、日本にいても理解するのが難しいですし（笑い）。

片木　そうですね。この数年、政党も変遷がありましたし……。難しい点がなお残っています。それに加えて、今回の在外選挙は、在外公館の方に手伝っていただかなければならないわけですが、ほとんどの方が選挙事務は初めてということですから、慣れていただく必要もあります。まず比例代表選挙から始めて、事務処理体制を見極めていく必要があると考えています。

ですから、当面は比例代表選挙だけに限られていますが、国会議員の選挙は国民の大事な権利ですし、できるだけ早くすべての国会議員選挙で投票できるようにという

片木　淳（かたぎ じゅん）

昭和22年生まれ。大阪府出身。昭和46年自治省入省。自治省広報室長、大臣官房審議官（選挙・共済等担当）などを経て、平成11年1月から現職。

趣旨の国会附帯決議がありますので、いま申し上げた国外への情報伝達をどうしていくか、事務処理体制がどうなるか、こういった点を見極めながら検討していきたいと考えております。

選挙への参加は在外選挙人名簿への登録が前提

青山　それでは、在外選挙制度の概要をご説明いただけますか。

片木　まず、市区町村の選挙管理委員会が「在外選挙人名簿」というものをつくります。その名簿に登録していただくことが前提になります。

名簿の登録の対象者は、満二十歳以上の日本国民で、その方の住所を管轄している領事官――大使や総領事ですが、その管轄区域内に引き続き三か月以上住んでいる人ということになります。

三か月以上、その区域内に住んでいるかどうかは、通常は旅券法によって提出することが定められている在留届によって確認することになります。在留届がない場合も、住まわれているマンションの賃貸契約書や電気代、ガス代の領収書など、三か月以上その区域内に住んでいることを証明することができる書類を出していただければ認められます。

これらの書類とパスポートを持って、住んでいる地域を管轄している在外公館、つまり大使館や領事館へ行って在外選挙人名簿への登録を申請していただきます。領事官を通じて、日本国内の最終住所地の市区町村選挙管理委員会に登録することになるわけです。原則は最終住所地ですが、国外で生まれて日本で暮らしたことがない方もおられますので、そういう方は本籍地の市区町村の選挙管理委員会に登録することになります。

青山　大使館や領事館に行って申し込めば、そこから市区町村の選挙管理委員会のほうへ手続をしてくれるわけですね。

片木　そうです。市区町村の選挙管理委員会で登録しますと、その市区町村の選挙管理委員会から確かに登録していますという証明書である「在外選挙人証」が発行されて、在外公館を通じて本人に交付されます。これは大事な証明書ですので、なくさないように、大事に保管していただきたいと思います。これが前提となる在外選挙人名簿の登録です。申請主義ですので、本人からの申請があって初めて登録されることになります。この点が日本国内とは違いますので、ご注意いただきたいと思います。

在外公館が遠い場合は郵送による郵便投票も可能

青山　そして、「いよいよ投票」というときはどうすればいいのですか。

片木　投票には三つ方法があります。

一つ目は、在外公館へ出向いて投票する

青山　佳世（あおやま かよ）
愛知県出身。ＮＨＫ「こんにちはいっと６けん」に出演中。講演、執筆活動の傍ら、現在、運輸省・運輸政策審議会、文部省・大学審議会などの委員を務める。

在外公館投票で、これが原則となります。在外選挙人名簿に登録された選挙人の方は、在外選挙人証と、本人であることを示すパスポートなどを持って在外公館に行って、そこで投票していただきます。

投票できる期間は、原則として、公示の日から選挙期日の五日前までとなっています。その投票用紙が在外公館から外務省に送られ、それが更に市区町村の選挙管理委員会に送られて投票箱に入れられるという仕組みです。

青山　日本に送る期間が必要ですから、原則、五日前までということになるのですね。

片木　そうです。二番目は、郵便投票という方法ですが、二つの場合があります。

一つは、住んでおられるところを管轄する在外公館が、投票を実施しない場合などです。治安の問題があって在外公館で投票することが適当でない場合があります。ペルーの日本大使館の占拠事件などもありましたが、多くの日本人が集まること自体があまり適当でないという治安の悪い国があります。

それから、在外公館のスペースの問題で、投票を実施できないという場合もあります。ニューヨークなどのように何万人もの方が住んでおられるところでは、在外公館ではなかなか処理しきれない、スペースが確保できないということがあります。そういうところについては、郵便投票でやっていただくことになっています。

もう一つのケースは、在外公館から遠い場所に住んでおられる場合です。在外公館へ無理なく日帰りで往復できる距離にある地域を近隣地、それ以外の地域を遠隔地として、自治省と外務省で相談して、郵送で投票できる地域を指定しています。在外公館投票が原則ですから、遠隔地でも自分の負担で在外公館へ行って投票したいという方はもちろん行って投票していただけますが、一泊しないと在外公館へ行けないところとか、飛行機でわざわざ行かなければならない島などに住んでいて在外公館に行くのは無理だという場合は、郵便投票が認められることになっています。

青山　投票を実施しない在外公館というのは、どんなところですか。

片木　大きなところでは、フランス、イギリスの大使館、香港、ニューヨーク、サン・フランシスコ、ロス・アンジェルス、ヴァンクーヴァー、サン・パウロの総領事館などです。郵便投票ができるかどうかは、管轄の在外公館に問い合わせていただければ分かるようになっています。

青山　郵便投票の場合も、日本へ送る期間を考慮しなければなりませんね。

片木　はい。日本国内では、投票日の午後八時には投票所が閉じられますので、それまでに届くように送っていただきたいのです。その国の郵便事情をよく考えていただいて、投票がむだにならないように、早めに投函（とうかん）していただきたいと思います。

もう一点、郵便投票の手続には、在外公館は直接はかかわりません。問い合わせとか付随的なことについて、在外公館でご相談に乗ることはあると思いますが、仕組み自体としては、すべて選挙人と日本国内の市区町村選挙管理委員会が直接やり取りするということになりますので、そのへんもご注意をいただきたいと思います。

青山　あとの一つは、どういう投票の仕方ですか。

片木　帰国投票という方法です。在外選挙人の方が選挙の期間に一時帰国されたときや、帰国されたばかりで国内の選挙人名簿

に登録されていないという場合は、在外選挙人証を提示していただくと、国内の不在者投票と同じような手続で投票することができます。

青山　国内で投票所が近くにあっても、投票に行かないという方が結構多いと思うんですが（笑い）、特に海外では、非常に遠いですよね。日帰りで往復できる距離に在外公館がある場合は郵便投票ができないということですが、一日がかりでというのも結構たいへんじゃないでしょうか。

片木　いろいろなケースがあると思うのですが、なにぶん初めてのことなものですから、一度やってみた上で、改善すべきところは改善したいと考えています。

在外選挙人名簿登録の受付が五月一日からスタート

青山　もうすぐ在外選挙人名簿の登録の受付が始まるわけですね。

片木　この五月一日から始まります。申請を受け付ける在外公館の方にも、そして在外選挙人名簿をつくる市区町村のほうにも、準備を怠りなくやっていただきたいとお願いしています。

すでに昨年の十二月二十一日に、都道府県と政令指定都市の選挙管理委員会の委員長、書記長会議を開きまして、在外選挙全体について伝達したり、今後のこと、あるいはＰＲなどをお願いしたりしています。

海外へは自治省の職員が現地に赴き、在外公館の職員の方に対する説明会、地元におられる日本人に対する説明会などを行っています。すでに一月から、アメリカの西海岸、東海岸、南米、オセアニア、ハワイ、グアムは済ませて、いま、上海、瀋陽、ソウル、それからヨーロッパにも行っています。全世界にまたがっておりますので、忙しく駆けずり回って現地説明会などをこなしている最中です。

青山　説明会での現地の方の反応はいかがでしたか。

片木　南米では、明治のころに日本を出られてから一度も帰国されてないという方もおられますので、祖国に対する愛情といいますかそういうものもあって、非常に関心が高いそうです。

そういう方に、パスポートでご本人を確認しますと説明したところ、「これで大丈夫でしょうか」と出されたパスポートに張ってあったのが子どものころの写真だったり、といったようなこともたくさんあったそうです。「出国したのが何十年も前だが、本籍地で確認できるのか」などいろいろな問題が出ています。現地で細かく聞いてきていますので外務省と十分相談して、必要なところにはＰＲもしていきたいと思っています。

青山　「在外選挙人名簿の登録が始まります」というＰＲも進んでいるのですか。

片木　平成十年度の予算でポスター一万枚、リーフレット三十五万枚をつくりましたので、これを三月上旬に都道府県、市区町村、在外公館、海外の日本人会などに配布して、ＰＲに努めていただいています。それから、自治省のインターネットのホームページにも、在外選挙制度の概要を載せています。また、ＮＨＫの海外向け衛星放送のワールドテレビ、あるいは経済団体も海外駐在員向けの広報をされていますので、そういう民間団体に対しても協力をお願いしています。

青山　海外においでになる日本国民の方々にこの制度を周知徹底させるのは、ご苦労が多いでしょうね。

在外選挙人名簿登録受付開始のポスター

片木　そうですね。大勢の方が相手ですので努力を要すると思いますが、一生懸命やりたいと思っています。

時間的制約などから選挙公報は配布されない

青山　登録された方が実際に投票できるのは、いつからなのでしょうか。

片木　一年後の平成十二年の五月一日以降に公示または告示される国政選挙――総選挙の場合には公示、補欠選挙などのときは告示といいますが、その選挙から投票できます。先ほど申しましたように、当分の間は比例代表の選挙に限りますが、いよいよ実施されるということになります。国内と比べていろいろと制約はありますが、届出政党の名前、比例代表の名簿登載者の氏名など、比例代表選挙に関する情報提供には、できるだけ努力をしていきたいと思っています。

　そのほか、在外公館において、これらの情報提供に関する便宜供与ができるように外務省などとの関係機関と相談しています。また、現地の日本人会などの協力もいただきたいと思っています。

青山　たいへんな準備が必要ですね。

片木　それから、念のために申し上げておかなければならないことがもう一つあります。国内の選挙では、選挙公報というものが配られて、どの政党がどういう主張をしているかといったことが分かるのですが、海外の場合は、時間的制約もあって、選挙公報は配布されないことになっています。そこはご理解をいただきたいと思います。

青山　国内でも、選挙公報が届くのは投票日の直前ですよね。

片木　選挙公報は、都道府県選挙管理委員会が選挙期日の二日前までに配らなければいけないことになっています。一方、在外公館投票は、原則として選挙期日の五日前までということで、そのへんの対応が非常に難しいんです。ファクシミリなどを使ってということも考えられるのですが、選挙公報というのは公正の確保が厳密に求められるものですから、いろいろな事故が起こったり不鮮明だったりすると困るわけです。そういうことから、選挙公報は配布されませんので、日ごろから関心を持って日本の比例代表選挙についての情報の収集に努めていただきたいと思います。

　大事な選挙権の行使ですので、できるだけ投票に参加していただきたいですね。

青山　在外選挙人名簿の受付が始まりますというポスターも、たいへんきれいにできあがっていますね。

片木　このポスターの絵は、菱川師宣（ひしかわもろのぶ）の「見返り美人図」です。海外向けでもありますので、有名な日本の浮世絵を使ったのですが、このポスターを作った方は、「海外にいても日本のことを振り返って……」という意味を込めて、この絵を選んだとのことです。

青山　海外におられる日本の方が選挙に対して関心が深いというお話を伺って、私たちにとっては身近なことですから、もっと関心を持たなければいけないなと思いました。海外にいらっしゃる七十八万人もの方々に対して、折々に選挙の情報を提供されていくのはたいへんなご苦労かと思いますが、これからいい形でこの制度が浸透していきますようにお祈りしています。

片木　ありがとうございます。よろしくお願いします。

青山　どうもありがとうございました。